

平成 24 年度予算編成方針

はじめに

9月の月例経済報告によると、我が国の「景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している」とのことであるが、「先行きについては、原子力災害の影響、為替レート・株価の変動等によっては、景気の下振れリスクが存在し、雇用情勢の悪化懸念も依然残っている」とされている。

こうしたなか、政府は平成 24 年度予算の概算要求組替え基準を閣議決定し、このなかで、東日本大震災及び世界的金融経済危機に直面するなか、経済成長に向けた新たな成長戦略を策定し、持続的な経済成長軌道に乗せる必要があるとする一方で、公的債務残高は増加を続けており、財政健全化に向けた取組みも必要であるとしている。

さらに、財政運営戦略の柱の一つである、平成 24 年度から 3 年間の中期財政フレームによれば、地方の一般財源の総額については、実質的に平成 23 年度地方財政計画と同水準を確保するとされたが、義務的経費等を除く「基礎的財政収支対象経費」については、一律 1 割削減が求められており、国においても、今後も厳しい財政運営が続くものと見込まれる。

本市の財政状況

本市は、平成 21 年 3 月に見直した財政健全化計画に基づき、財政基盤の強化に努めてきており、これまで健全化判断比率等も確実に改善してきているところである。

しかしながら、平成 22 年度決算による実質公債費比率及び将来負担比率は、県下 13 市においてまだまだ低い水準にあり、引き続き地方債残高の縮減を図っていかねばならない。また、震災による企業収益への影響が懸念されるとともに、地価の下落傾向は依然続いているため、今後も市税収入の伸びは期待できず、厳しい財政状況が続くものと思われる。

さらに、普通交付税及び臨時財政対策債の合併による財政支援措置は、平成 27 年度までとなっており、平成 28 年度から一本算定による段階的縮減が始まる。普通交付税等は、試算では、平成 28 年度約 5 億円減少し、翌年度以降は約 10 億円ずつ減少する見込みであり、一本算定となる平成 33 年度には、平成 27 年度と比較して約 50 億円の減収となる見込みである。このことから、将来の大幅な財源不足に対応するため、歳入に見合った歳出となるよう、歳出の計画的な削減等を図っていく必要がある。

○財政見通し

今後の制度改正や財政負担等未確定な部分はあるが、現時点で想定される平成 25 年度までの一般財源ベースでの財政見通しを行った。

(単位:百万円)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入	市税	18,907	18,737	18,748
	地方譲与税、交付金	4,079	4,014	3,992
	地方交付税	15,149	15,968	15,968
	繰入金	456	0	0
	臨時財政対策債	3,200	2,168	992
	その他	179	179	179
	計 (A)	41,970	41,066	39,879
歳出	人件費	10,683	10,569	9,372
	公債費 (一時借入金利子含む)	8,084	8,044	7,803
	扶助・物件費、負担金・補助金等	15,044	14,787	14,909
	繰出金	5,620	5,376	5,205
	投資政策的経費	2,449	2,200	2,500
	その他 (支弁人件費含む)	90	90	90
	計 (B)	41,970	41,066	39,879
要調整額 (A) - (B)		-	0	0

*各年度とも当初予算を見込んだもの

<歳入>

- ・市税は、平成 22 年度実績により推計
- ・地方交付税は、平成 23 年度交付決定ベースで推計
- ・臨時財政対策債は、平成 23 年度決定ベースで推計

<歳出>

- ・人件費は、定員管理適正化計画等による
- ・公債費は、新規発行地方債を 50 億円以内として推計
- ・投資政策的経費は、まちづくり実施計画による

予算編成の基本方針

平成 24 年度予算は、国の財政運営戦略により、地方の一般財源総額については、平成 23 年度の水準を確保するとされている。

しかしながら、現行のこども手当が廃止され、新児童手当制度を導入することで合意がされるなか、国・地方・事業主の費用負担割合についての議論が必要となっており、年少扶養控除廃止に伴う地方増収分の扱いなど、今後の動向に注視する必要がある。

こうしたなか、前述したように、普通交付税等の段階的縮減による一般財源

の減少に備えて、財政基盤の強化を引き続き図っていきながら、その一方では、「愛宕山まちづくり事業」など喫緊に対応しなければならない重要施策についても、適切に対応することとし、編成にあたっては、次のとおり取り組むこととする。

- 投資政策的経費は、「災害に打ちかつ強いまちづくり」「地域の特色をいかした産業振興のまちづくり」「子育てを応援するまちづくり」「ささえあい安心して暮らせるまちづくり」「交流が盛んな魅力あるまちづくり」を重点施策とし、緊急度、重要度及び効率度や事業効果等を勘案し、より優先順位の高い事業を選択することとし、予算要求にあたっては、「まちづくり実施計画」に登載される事業とする。
- 経常経費は、平成23年度当初予算ベースで配分した一般財源の範囲内で予算要求することとする。また、補助金等については、原則として増額は認めない。
- 将来負担の軽減のため、市債発行額は、50億円以下に努めるとともに、市債の発行にあたっては、財政的に有利な合併特例債や辺地債などを積極的に活用することとする。
特別会計においても地方債残高が増えないよう努めること。

その他留意事項

- 国においては、概算要求組替え基準により、不要不急な事務事業の大胆な見直しをすることとしており、本市の各事業についても、既存事業ありきではなく、ゼロからの見直しを図ること。
- 予算は、通年で可能な限り正確に必要な経費を見積もること。なお、特別な事情がない限り補正はしない。
- 事業の実施にあたっては、市内事業者の受注機会が得られるよう努めること。